

青森県報

第六百四号

令和五年
四月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(高年齢福祉保険課).....一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定.....(こどもみらい課).....一
- 障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課).....一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.....(同).....二
- 道路の区域の変更.....(道路課).....二
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款.....(財務指導課).....二
- 出先機関
 - 土地改良区の役員の就任.....(三八地域民局).....三
 - 土地改良区の定款変更の認可.....(同).....三
- 教育委員会
 - 青森県立郷土館展示・収蔵等改修設計に係る一般競争入札(県立郷土館).....三
- 正 誤
 - 令和五年三月二十九日号外第二十二号人事委員会中.....(人事委員会事務局).....五

告 示

示

青森県告示第三百二十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇二 三三二
登録年月日	令和 五・四・四
氏名又は名称	医療法人 メデイカ テルフロン ティア
住所	八戸市大 字八幡一 丁目四の 四
事業名称	介護付有 料老人サ ホームサ ポートユ は川
所在地	八戸市是 川四丁目 三の三
業務開始年月日	令和 五・四・四
備考	特定施設 入居者生 活介護

青森県告示第三百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	きたぞの薬局
所在地	○十和田市西二十一番町一四の二
指定年月日	令和 五・四・六
店 名	調剤薬局ツルハドラッグ弘前外崎
	弘前市大字外崎三丁目五の一
	〃

青森県告示第三百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地				
とんぼ合同会社	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の四九六	生活介護	歩く花	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の四九六	令和五・五・一	

青森県告示第三百二十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	県道	清水川滝沢野内線	東津軽郡平内町大字松野木字内童子渡三五の一から	東津軽郡平内町大字松野木字内童子渡三一の一まで	一六・九メートルから 三二・四メートルまで	一五・六メートルから 一六・九メートルまで	七二・七メートル	

青森県告示第三百三十号

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年五月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地		障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指定年月日
特定非営利活動法人難病障がい児を支援するみなのかい	名称	主たる事務所の所在地		障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指定年月日
弘前市大字駅前三丁目一五の五	名称	主たる事務所の所在地		放課後等デイサービス	弘前市大字駅前三丁目一五の五 大駅前ビル一階	令和五・五・一

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

特記事項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この契約約款は、告示の日から施行する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年四月二十六日

三八地域県民局長 菅

孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	冷水 賢悦	八戸市南郷大字島守字大波一の三	令和 五・ 三・ 七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を令和五年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月二十六日

三八地域県民局長 菅

孝

教 育 委 員 会

青森県立郷土館展示・収蔵等改修設計に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年四月二十六日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

青森県立郷土館展示・収蔵等改修設計業務

2 業務内容

仕様書のとおり

3 業務場所

青森市本町二丁目八の一四

二 履行期限

令和七年三月二十五日

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が該当しないものであること。

2 この公告の日から開札の時までの間に、国又は地方公共団体の指名停止の措置を受けていないこと。

3 過去十年間（平成二十五年以降に業務完了したもの）において、契約実績の対象設計面積が一千㎡以上の国公立博物館施設（博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の博物館法における登録博物館又は博物館相当施設で、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定（平成八年文化庁告示第九号）における公開承認施設として認定を受けた施設をいう。ただし、美術館は除く。）における

新築、改築、増築又は改修のための展示、収蔵その他の設計業務を履行した実績を有すること。なお、共同企業体の方法による場合は、構成員のいずれかが当該契約実績を有すること。

4 平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の

一、平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和二年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、役務の契約のうち展示の企画、製作等に関するものでAの等級に格付けされた者であること。

5 一級建築士の資格を有する主任技術者又は学芸員を配置できる者であること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該主任技術者又は学芸員を配置できること。

6 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該措置を受けていないこと。

7 共同企業体の方法による場合は、その構成員の数は二又は三とし、各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の十分の六に相当する比率以上であること。また、各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

8 共同企業体の方法による場合は、その代表者は、構成員の中で設計業務能力がより大きい者であり、その出資比率が構成員の中で最大であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
入札に参加しようとする者は、あらかじめ三に定める資格を有することについて

て、次にしたが、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により審査を受けなければならない。

1 提出期限 令和五年五月十二日（必着）

2 提出部数等 一部

(一) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

(二) 一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(三) 展示・収蔵等設計業務の契約実績証明書（様式2）

3 提出場所 青森市本町二丁目八の一四 青森県立郷土館 総務課

4 その他

(一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。

(二) 資格の審査結果については、申請者に対して別に通知する。

(三) 三に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、令和五年五月十九日までに、書面又は電子メールをもって、その理由の説明を求めることができる。

(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

五 入札説明書の交付及び仕様書等の縦覧

1 入札説明書の交付

令和五年四月二十六日から同年五月二十九日（土曜日、日曜日、祝日を除く）

の午前九時から午後五時十五分まで

2 仕様書等の縦覧

令和五年四月二十六日から同年五月二十九日（土曜日、日曜日、祝日を除く）

の午前九時から午後五時十五分まで

3 交付及び縦覧場所

青森市本町二丁目八の一四 青森県立郷土館 総務課

4 ホームページ掲載

(一) 青森県ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyodokan/sekkeitakuhmtl>

(二) 青森県立郷土館ホームページ

<https://www.kyodokan.com>

六 入札説明書等に対する質問

1 質問等受付期限

令和五年五月二十三日（必着）

- 2 提出場所
青森市本町二丁目八の一四 青森県立郷土館 総務課
- 3 提出方法
入札説明書等に関する質問書（様式五）に記入の上、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- 4 質問に対する回答は、入札参加資格を認めた者全てに送付する。
- 七 入札の日時及び場所
 - 1 日時
令和五年五月三十日 十四時
 - 2 場所
青森県立郷土館 一階小ホール
なお、郵送による入札の場合は、入札説明書七及び十二の規定による。
- 八 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札説明書による。
- 九 契約書の取り交わしの時期
 - 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
 - 2 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。
- 十 落札者の決定方法

発行年月日 令和五・三・二九 号外第二二号	区	分	番	号	ページ	段	行	誤	正
人事委員会規則			七	〇	三	下	ら 後 ろ か 五	ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 五千円	ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 五千円 第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

人事委員会事務局

正 誤

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が県で定める予定価格以下で、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札者の決定に当たり、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 その他
詳細は入札説明書による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭